

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第五十三号

#### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号中「から(18)まで、(24)及び(38)」を「(16)、(18)、(19)、(25)及び(39)」に、「(19)から(21)まで及び(37)」を「(20)から(22)まで及び(38)」に、「(25)から(30)まで」を「(26)から(31)まで」に改め、同号中(38)を(39)とし、(37)を(38)とし、(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、同号(24)中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同号中(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、同号(18)中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同号中(18)を(19)とし、同号(17)中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同号中(17)を(18)とし、(18)の前に次のように加える。

(17) 法第三十五条第六項の規定による保育所の設置の認可に係る都道府県児童福祉審

#### 議会の意見聴取

第二条の表の第三号中「(3)及び(23)」を「(3)及び(24)」に、「(22)、(23)及び(31)から(35)」を「(23)、(24)及び(32)から(36)」に、「(15)から(21)まで、(24)、(37)及び(38)」を「(15)、(16)、(18)から(22)まで、(25)、(38)及び(39)」に、「並びに(25)から(30)まで」を「並びに(26)から(31)まで」に、「(22)に掲げる」を「(23)に掲げる」に改める。

第二条の表の第七号中「及び医療法施行令」を「医療法施行令」に改め、「政令」という。」「の下に「及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この号において「省令」という。）」を加え、「(12)から(49)まで」を「(18)から(53)まで、(55)及び(56)」に改め、同号中(49)を(56)とし、(48)を(55)とし、(55)の前に次のように加える。

(54) 省令第六条の二ただし書の規定による患者数の認定

第二条の表の第七号中(47)を(53)とし、(46)を(52)とし、(45)を(51)とし、(44)を(50)とし、同号(43)中「(14)、(27)、(32)及び(36)」を「(20)、(33)、(38)及び(42)」に改め、同号中(43)を(49)とし、(42)を(48)とし、(41)を(47)とし、(40)を(46)とし、(39)を(45)とし、(38)を(44)とし、(37)を(43)とし、(36)を(42)とし、(35)を(41)とし、(34)を(40)とし、(33)を(39)とし、(32)を(38)とし、(31)を(37)とし、(30)を(36)とし、(29)を(35)とし、(28)を(34)と

し、(27)を(33)とし、(26)を(32)とし、(25)を(31)とし、(24)を(30)とし、(23)を(29)とし、(22)を(28)とし、(21)を(27)とし、(20)を(26)とし、(19)を(25)とし、(18)を(24)とし、(17)を(23)とし、(16)を(22)とし、(15)を(21)とし、(14)を(20)とし、(13)を(19)とし、(12)を(18)とし、同号(11)中「(7)、(8)及び(10)」を「(11)、(12)、(14)及び(15)」に改め、同号中(11)を(17)とし、(17)の前に次のように加える。

(15) 法第二十九条第三項の規定による地域医療支援病院の承認の取消し

(16) 法第二十九条第五項の規定による地域医療支援病院の承認の取消しに係る都道府

#### 県医療審議会の意見聴取

第二条の表の第七号中(10)を(14)とし、(9)を(13)とし、(8)を(12)とし、(7)を(11)とし、(6)を(10)とし、(5)を(9)とし、(4)を(8)とし、(8)の前に次のように加える。

(6) 法第十二条の二第一項の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の届出の受付

(7) 法第十二条の二第二項の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の内容の公表

第二条の表の第七号中(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第四条第一項の規定による地域医療支援病院と称することの承認

(2) 法第四条第二項の規定による地域医療支援病院と称することの承認に係る都道府

#### 県医療審議会の意見聴取

第二条の表の第七号中「及び福山市」の下に「呉市については(3)から(5)まで、(8)から(14)まで、(17)から(53)まで、(55)及び(56)に掲げる事務に限り、」を加え、「(1)から(3)まで、(4)」を「(3)から(5)まで、(8)」に、「医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)」「を「省令」に、「(5)、(6)及び(9)」を「(9)、(10)及び(13)」に改める。

第二条の表の第十一号の二中「呉市」を「広島市、呉市」に改め、同表の第十九号の四中(7)を(12)とし、(6)を(11)とし、(5)を(10)とし、(4)を(9)とし、(3)を(8)とし、(2)を(7)とし、(1)を(6)とし、(6)の前に次のように加える。

(1) 法第六条第一項の規定による農業振興地域の指定

(2) 法第六条第四項の規定による関係市町村への協議

(3) 法第六条第五項の規定による公告

(4) 法第六条第六項の規定による農林水産大臣への報告

(5) 法第七条第一項の規定による農業振興地域の区域の変更及び指定の解除

第二条の表の第十九号の四中「神石高原町」の下に「(呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、

熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町については、(6)から(12)までに掲げる事務に限る。」を加える。

第二条の表の第二十三号の二中(20)を(29)とし、(19)を(28)とし、(18)を(27)とし、(17)を(26)とし、(16)を(25)とし、(15)を(24)とし、(24)の前に次のように加える。

(15) 法第二十九条第一項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定(ダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(16)から(23)までにおいて同じ。)

(16) 法第二十九条第三項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による合議制の機関及び関係市町村長の意見聴取

(17) 法第二十九条第四項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の公告、環境大臣への報告及び関係市町村長への通知

(18) 法第三十条第一項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域の変更又は指定の解除

(19) 法第三十一条第一項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定

(20) 法第三十一条第三項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町村長の意見聴取及びダイオキシン類土壤汚染対策地域の住民に対する必要な措置

(21) 法第三十一条第四項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境大臣への協議

(22) 法第三十一条第六項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の概要の公告及び関係市町村長への通知

(23) 法第三十二条第一項の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策計画の変更

第二条の表の第二十三号の二中「呉市」を「広島市、呉市」に改め、「大崎上島町」の下に「(広島市については(15)から(23)までに掲げる事務に限り、呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町については(1)から(14)まで及び(24)から(29)までに掲げる事務に限る。)」を加え、同表の第二十四号の二の次に次の一号を加える。

第二十四の二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	広島市
(1) 法第三条第一項の規定による幼稚園又は保育所等に係る認定	
(2) 法第三条第三項の規定による連携施設に係る認定	
(3) 法第三条第八項の規定による幼稚園若しくは保育所等又は連携施設の認定をしない旨及び理由の通知	

<p>(4) 法第三条第九項の規定による当該市町が設置する幼稚園若しくは保育所等又は連携施設に係る公示</p> <p>(5) 法第四条第一項の規定による幼稚園若しくは保育所等又は連携施設の設定に係る申請の受付</p> <p>(6) 法第五条第一項の規定による保育所に係る認定の有効期間の設定</p> <p>(7) 法第五条第二項の規定による保育所に係る認定の有効期間の更新の申請の受付</p> <p>(8) 法第五条第三項の規定による保育所に係る認定の有効期間の更新</p> <p>(9) 法第七条第一項の規定による幼稚園若しくは保育所等又は連携施設の設定の取消し</p> <p>(10) 法第七条第二項の規定による幼稚園若しくは保育所等又は連携施設の設定の取消しの公表</p> <p>(11) 法第七条第三項の規定による当該市町が設置する幼稚園若しくは保育所等又は連携施設に係る公示の取消し及びその公示</p> <p>(12) 法第八条第一項の規定による関係機関への協議</p>	<p>(4) 法第三条第九項の規定による当該市町が設置する幼稚園若しくは保育所等又は連携施設に係る公示</p> <p>(5) 法第四条第一項の規定による幼稚園若しくは保育所等又は連携施設の設定に係る申請の受付</p> <p>(6) 法第五条第一項の規定による保育所に係る認定の有効期間の設定</p> <p>(7) 法第五条第二項の規定による保育所に係る認定の有効期間の更新の申請の受付</p> <p>(8) 法第五条第三項の規定による保育所に係る認定の有効期間の更新</p> <p>(9) 法第七条第一項の規定による幼稚園若しくは保育所等又は連携施設の設定の取消し</p> <p>(10) 法第七条第二項の規定による幼稚園若しくは保育所等又は連携施設の設定の取消しの公表</p> <p>(11) 法第七条第三項の規定による当該市町が設置する幼稚園若しくは保育所等又は連携施設に係る公示の取消し及びその公示</p> <p>(12) 法第八条第一項の規定による関係機関への協議</p>
--	--

第二条の表の第三十五号中「(20)、(21)、(24及び28)」を「(21)、(22)、(25及び29)」に、「(7)、(8)、(10)、(35)、(38)、(40及び41)」を「(11)、(12)、(14)、(15)、(41)、(44)、(46及び47)」に、「第十九号の四(5)」を「第十九号の四(10)」に改め、「及び34」の下に「、第二十四号の二の二(9)」を加える。

第三条の表の第十七号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号(4)中「(政令第三十七条第二項において準用する場合を含む。」「)を「、第三十一条の六第五項及び第三十七条第五項」に改め、同号(5)中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に改め、同表の第二十五号の二の三(1)中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号(2)中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号(3)中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号(4)中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号(5)中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同号(6)中「第十六条第四項」を「第十七条第四項において準用する同法第十五条」に改め、同号(7)中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号(8)中「第十九条第一項」を「第二十条」に改め、同号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表の第三号の改正規定、同表の第二十四号の二の次に一号を加える改正規定及び同表の第三十五号の改正規定（「(20)、(21)、(24及び28)」を「(21)、(22)、(25及び29)」に改める部分及び「及び34」の下に「、第二十四号の二の二(9)」を加える部分に限る。
- （ ） 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

二 第三条の表の第十七号の改正規定 公布の日

三 第三条の表の第二十五号の二の三の改正規定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号）

附則第一条に規定する政令で定める日